

再 見 解 書（伊賀環境サービス(株)）

目 次

● はじめに	・・・ 4 頁
A 本件事業を実施することに対する社会的意義について	・・・ 5 頁
B 安定型産業廃棄物最終処分場運営事業について	・・・ 6 頁
C 本件事業の規模・生活環境に影響が生じるおそれがある地域の範囲について	・・・ 10 頁
D 安定型産業廃棄物（種類）のご説明と悪臭等、火災の発生がないことについて	・・・ 10 頁
E 安定型産業廃棄物の埋立に関する確認方法（工程）について	・・・ 11 頁
F 水質汚染防止対策等について	・・・ 12 頁
G 本件事業の施設の構造等について	・・・ 13 頁
H 本件事業の実施における交通量の増加及び安全対策について	・・・ 14 頁
I 埋立終了後の維持管理及び本件事業を遂行するための経理的基礎要件の 審査について	・・・ 14 頁
J 風評被害への対応策について	・・・ 15 頁
K 本件事業にかかる防災対策及び不測の事態が生じた場合の保全について	・・・ 15 頁
L 社内体制及び各種制度・規定について	・・・ 15 頁
M 「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」以外のその他の法令 手続きについて	・・・ 16 頁
N 今後の手続きについて	・・・ 17 頁

●はじめに

- 1 令和6年9月13日付で提出させていただいた弊社の見解書（以下「弊社見解書」といいます）に対し、地域住民（阿波地域・布引地域・山田地域・その他地域ほか）の皆様から、約600件の（再）意見書（以下「再意見書」といいます）の提出していただきました。
- 2 再意見書では、本件事業に対する大変厳しいご意見を多数いただきましたが、今回、弊社は、これに対して次のA以降のとおり再見解書を作成させていただきました。
- 3 再見解書の主の内容は、地域住民の皆様の再意見書において本件事業に否定的なご意見に対しては、どうしてもそれに対する反論や皆様の意にそぐわない内容になっているものと思料します。
- 4 そして、弊社の再見解書の内容は、憲法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」といいます。）、その他関連法令の規定、基準やルールに基づき、再見解書を作成させていただいております。
- 5 各法令上の基準をクリアしていても、本件事業計画は認められるべきではないであるとか、納得できないという心情は理解しますが、弊社は、原則、法令上の規定、基準やルールに従って再見解書を作成しなければならないと考えており、換言すれば、一定の基準を度外視して議論や協議を行うことはできず、法令上認められたもの、あるいは認められるべきものは、それを基準として見解をお示しなければなりません。
- 6 しかしながら、本再見解書をもって、弊社が法令に定められた以上のことを検討しないとか、協議しないとか、実施しないということを述べているものではなく、地域住民の皆様の各ご意見を決して軽視しているわけではございませんので、はじめにこれをご説明させていただきます。
- 7 また、本再見解書の提出のタイミングに関し、弊社は、現在審議中である伊賀市水道水源保護審議会の判断、即ち、公平かつ中立で、専門的な判断がなされるであろう当該結論を引用して再見解書を作成させていただくことが適当であると考えていたところ、同審議会の審議が長期化している状況で、かつ、結論が出

るまで、まだ一定期間、時間を要すると判断できたため、現時点における弊社の再見解書を作成させていただいた次第でございます。

従前、地域住民の皆様から多数の再意見書の提出をしていただきながら、このような時期に再見解書をお示しさせていただくことについて、何卒、ご容赦くださいませ。

- 8 更に、弊社の再見解書の作成方法及び対応方法について、意見書毎に対応すべきである（対応してほしい）とのご意見もありますが、弊社と致しましては、仮に本件事業を実施する場合、原則、各地域との協定内容や方針は、個別（個人間）で取り決めるものではないとの観点から、約600件を超える意見書に対して見解をお示しする方法も、統一的にお示しするのが適切であると判断し、前回の弊社見解書と同様の方法にて対応させていただきましたので、この点におきましても、ご理解くださいませ。

A 本件事業を実施することに対する社会的意義について

- 1 地域住民の皆様、あるいは各個人様が、「安定型産業廃棄物最終処分事業の社会的意義、循環型社会の考え方及び地域との各共生等の在り方」に対してそれぞれの意見や価値観、見解が異なり千差万別であることは当然のことであると理解しております。
- 2 弊社見解書の「A：本件事業を実施することに対する社会的意義」に関しましては、環境省が公表するデータ及びあくまで弊社グループの経験や実績をもとに、弊社の見解をお示しさせていただいたものであります。
- 3 つきましては、弊社は、弊社の本件事業に対する社会的意義に関する見解を、地域住民の皆様に押し付けているわけでもなく、かつ、地域住民の皆様のご意見を軽視したり、蔑ろにしているわけでもございませんので、この点、ご理解くださいませ。

B 安定型産業廃棄物最終処分場運営事業について

- 1 再意見書の内容に多くあった、2007（平成19）年8月23日付の日本弁護士連合会の意見書（以下「日弁連意見書」といいます）では、環境省に対し、安定型産業廃棄物最終処分場の類型を廃止し、今後、新規に許可されないよう求められています。
- 2 また、平成17年5月12日、千葉地裁木更津支部の「産業廃棄物最終処分場建等差止請求事件」判決では、主として「安定型産業廃棄物に有害物質の混入の可能性があり、周辺の川や地下水が汚染される可能性があるため、周辺住民の人格権を侵害するおそれがある。」として、安定型産業廃棄物最終処分場の建設が差し止められた事案であり、また、類似する判決が存在していることは把握しております。
- 3 しかしながら、日弁連意見書の提出から約17年、安定型産業廃棄物最終処分場を危惧するような判決があつてから約20年が経過してもなお、現在において、廃掃法上、安定型産業廃棄物最終処分場設置事業や安定型産業廃棄物最終処分業自体が憲法に反する事業、即ち、違憲な事業・違法な事業であるということにはなっておりません。この点において、廃掃法は何ら改正されておられません。
- 4 弊社は、法律上認められた事業、憲法に違反していない事業を計画しているものであり、安定型産業廃棄物最終処分場事業の設置や実施そのものが直ちに地域住民の皆様の人格権を侵害するものではございません。
- 5 また、環境省の公表データを調査したところ、日弁連意見書提出後の平成20年度以降令和3年度までの間、安定型産業廃棄物最終処分場は、下表のとおり、新規で123件許可されており、弊社の同見解がデータ上でも示すものとなっています。

記

引用：環境省 産業廃棄物処理施設の許可等の状況について（令和4年4月1日時点）

●調査方法 ①調査対象機関 47都道府県、82政令都市

②調査内容 産業は気鬱処理施設の許可等の数

●最終処分場（安定型処分場）の許可を受けた新規施設許可数 123件

年 度 別 新 規 許 可 件 数 表	
年度	新規許可件数
平成 2 0 年度	1 1 件
平成 2 1 年度	1 0 件
平成 2 2 年度	1 4 件
平成 2 3 年度	8 件
平成 2 4 年度	1 0 件
平成 2 5 年度	8 件
平成 2 6 年度	5 件
平成 2 7 年度	1 4 件
平成 2 8 年度	9 件
平成 2 9 年度	6 件
平成 3 0 年度	5 件
令和 1 年度	5 件
令和 2 年度	1 2 件
令和 3 年度	6 件
合計	1 2 3 件

6 更に、本件事業計画における廃掃法上の許可権者は三重県ですが、廃掃法を管轄する環境省は、令和 2 年 3 月 3 0 日（環循規発第 2 0 0 3 3 0 1 号）、各都道府県・各政令市の担当部に対し、「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取り扱いについて」と題する通知（以下「環境省通知」といいます）を行っておりますので、本件事業計画の許可手続に関する解釈について、下記のとおり抜粋してこれをお示しします。

記

<環境省通知※一部抜粋して記載>

「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて（通知）」

・・・省略・・・産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて下記のとおり要領を定めたので通知する。
これらの許可等に当たっては、当該要領に十分に留意の上、厳格な運用にと努められたい。

第1 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可について（一部抜粋）

2 許可の性質

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第5項及び第10項並びに第14条の4第5項及び第10項は、申請者が基準に適合する施設及び能力を有し、かつ、欠格要件に該当しない場合には、必ず許可をしなければならないものと解されており、法の定める要件に適合する場合においても、なお都道府県知事に対して、許可を与えるか否かについての裁量権を与えるものではないこと。

3 施設に係る基準

（1）申請に係る施設について、その構造が当該施設において取り扱う産業廃棄物の性状に応じた適正な処理ができるものであること、稼働後の運転を安定的に行うことができ、かつ、維持管理が適正に行えるものであること等について必ず実地に確認すること。・・・以下、省略・・・

（2）申請者が、当該申請に係る施設について、継続的に使用する権限を有していることを確認すること。

4 経理的基礎

申請者が法人である場合には、事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類並びに賃借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（税務署の受付印又は電子申請等証明書のある確定申告書の写し、確定申告書の別表の写し等の関係書類及び納税証明書（その1）納税額等証明書）の内容を十分審査し、事業を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有するか否かを判断すること。

第2 産業廃棄物処理施設²の許可について

2 許可の性質

法第15条の2第1項は、施設の設置に関する計画が技術上の基準に適合すること、施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全及び周辺施設について適正な配慮がなされたものであること、申請者の能力が技術上の基準に適合すること及び申請者が欠格要件に該当しないことのいずれの要件にも適合する場合には、必ず許可をしなければならないものと解されており、法の定める要件に適合する場合においても、なお都道府県知事に対して、許可を与えるか否かについての裁量権を与えるものではないこと。

3 生活環境影響調査

産業廃棄物処理施設の設置許可及び変更許可の申請書には、当該施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類（以下「生活環境影響調査書」という。）を添付しなければならないこと。

4 専門的知識を有する者の意見の聴取

（1）専門的知識を有する者の意見の聴取は、申請された産業廃棄物処理施設に係る設置に関する計画及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであるか否かの科学的な判断に資する意見を聴取することを目的とするものであること。

— 以上、環境省の通知内容（抜粋） —

7 環境省通知では、前項のとおり、産業廃棄物処分場の事業に関して、「申請者（事業者）が基準に適合する施設及び能力を有し、かつ、欠格要件に該当しない場合には、必ず許可をしなければならない。」とされています。

8 また、環境省通知では、産業廃棄物処分場の設置に関して、「施設の設置に関する計画が技術上の基準に適合すること、施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全及び周辺施設について適正な配慮がなされたものであること、申請者の能力が技術上の基準に適合すること及び

申請者が欠格要件に該当しないことのいずれの要件にも適合する場合には、必ず許可をしなければならないもの」とされています。

9 したがって、本件事業計画は、各許可基準を満たす（と三重県が判断した）限りにおいて、許可されなければならない、そこに三重県の裁量の余地はないと考えられます。

10 つまり、本件事業計画の許可の有無が、日弁連意見書及び過去の判例に拘束されるものではないと認識しております（これらの内容自体を軽視しているわけではございません。）。

11 申し訳ございませんが、事実として、弊社の見解としては、このようにお示しせざるを得ません。

C 本件事業の規模・生活環境に影響が生じるおそれがある地域の範囲について

1 本件事業の立地、規模及び本件事業計画が及ぼす地域の範囲の選定について、弊社見解書に記載させていただいたとおりです。

2 本件事業計画の設置方法、生活環境影響調査の範囲、調査内容、予測及び評価について追加調査が必要であり、かつ、予測及び評価に不備があるということであれば、地域住民の皆様のご意見を参考にさせていただき、専門家の意見を聴取し、三重県の助言等を受けた上で改めて具体的に見解をお示しさせていただきたいと考えております。

D 安定型産業廃棄物のご説明と悪臭等、火災の発生がないことについて

1 本件事業計画において最終処分を予定している安定型産業廃棄物の具体的な建材等について、弊社見解書に追加する形で、以下のとおりご説明させていただきます。

2 安定型産業廃棄物とは主として、以下のようなものがあげられます。

- (1) 廃プラ類・・・合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃塩化ビニル管等
- (2) ゴムくず・・・天然ゴムくず

- (3) 金属くず・・・鉄骨鉄筋くず、鉄鋼または非鉄金属の研磨くず、切削くず等
 - (4) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・・・そのもの
 - (5) 工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリートの破片、その他これに類する不要物・・・そのもの。所謂、がれき類
- 3 本件事業計画において最終処分を予定している安定型産業廃棄物は廃掃法上認められたものについて許可申請を行い、許可を得たものを最終処分します。
- 4 すなわち、弊社は、悪臭が発生したり、火災が発生しないからこそ、廃掃法上「安定型産業廃棄物」として定義されているものであり、弊社見解書にお示しさせていただいた以上の具体的なご説明を求められたとしても、「法律でなぜ●●（種類・品目）が安定型産業廃棄物と定義されているのですか？説明してください。」と求められているものと同様で、「容易に化学的変化を起こさない廃棄物を安定型産業廃棄物」と定義されており、法律上、最終処分が認められています。としか見解をお示することができません。
- 5 弊社が見解をお示しできる範囲は以上のとおりであり、国や行政が「安定型産業廃棄物」の定義や規定したことについて、弊社に見解や説明を求められたとして、廃掃法及び関連法規の立法趣旨等の説明を求められているものと同様で、弊社の見解をお示しするにも限界がございます。
- 6 そして、将来、法律が改正される可能性があること、現時点で法律上許可されたものであったとしても、本件事業計画地に埋め立てられることによる不安や心配があることは認識しておりますので、この点の説明の補完についても、地域住民の皆様のご意見を参考にさせていただき、専門家の意見を聴取し、三重県の助言等を受けた上で改めて追加の見解をお示しさせていただくことができればと考えております。

E 安定型産業廃棄物の埋立に関する確認方法（工程）について

- 1 弊社は、弊社見解書において、安定型産業廃棄物の埋立方法等について可能な限り子細にご説明させていただいたと考えております。
- 2 これに対して、「証拠がない。」、「保障がない。」、「具体性に欠ける。」、「信用できない。」等、大変厳しいご意見をいただいております。

- 3 しかしながら、弊社見解書にお示しさせていただいたとおり、安定型産業廃棄物の展開検査の手法も法令上定められた事業者の義務であり、地域住民の皆様に対する証明責任が果たしているかどうかを基準として、本件事業計画の実施が判断されるべきではないと考えております。
- 4 本件事業計画の説明、展開検査の手法、これに対する意見と見解の交換の構造上、当事者同士の議論だけでは、所謂「水掛け論」にしかないものと考えます。
- 5 よって、安定型産業廃棄物の埋立処分にかかる展開検査等の具体的な手法等についても、地域住民の皆様のご意見を参考にさせていただき、専門家の意見を聴取し、三重県の助言等を受けた上で改めて追加の見解をお示しさせていただくことができると考えております。

F 水質汚染防止対策等について

- 1 弊社は、弊社見解書において、本件事業計画における水質汚染防止対策等について可能な限り子細にご説明させていただいたと考えております。
- 2 これは、地域住民の皆様がご懸念されている日弁連意見書あるいは不適正処分によって差し止められた安定型産業廃棄物最終処分場の判例に配慮させていただいたものに基づくものです。
- 3 つまり、本件事業計画においては、日弁連意見書の内容や過去の判例で示す「安定型産業廃棄物最終処分場事業」とは、100%同一視されるべきものではないとご理解していただきたいです。
- 4 本件事業計画における水処理施設及び排水対策を徹底する事業計画を構築すれば、少しでも地域住民の皆様のご不安やご心配を解消できるのではないかと考えます。
- 5 しかしながら、前述のとおり、当該説明も当事者同士の議論だけでは、所謂「水掛け論」にしかないものと考えます。
- 6 よって、水質汚染防止対策等についても、専門家の意見を聴取し、三重県の助言等を受けた上で、更には、現在審議中である「伊賀市水道水源保護審議会」の判断等も含めて、改めて追加の見解をお示しさせていただくことができると考えております。

G 本件事業の施設の構造等について

- 1 本件事業の施設の構造は「準好気性埋立構造」を計画しており、この構造は、埋立地内に空気を循環させ、水が滞留しないようなものになっており、日本の多くの産業廃棄物最終処分場がこの構造を採用しているものと認識しております。
- 2 引いては、弊社はこの「準好気性埋立構造」が技術的にも環境負荷的にもベストな方法であるとして、これを採用しております。
- 3 また、本件事業計画において「南海トラフ大地震」の発生に対するご懸念、「ゲリラ豪雨・線状降水帯発生による大雨対策」のご懸念、各災害等に対する対策のご懸念されている旨の意見をいただいております。
- 4 しかしながら、本件事業計画において、各災害等の対策や備えを検討、検証しなければならないことはもとより、各災害等に対する対策や備えは、本件事業計画の実施だけでその影響を検討、検証するものではなく、即ち、各災害は地域全体の広範囲で及ぶことを想定するものであり、本件事業用地のみにこれらの災害が発生するものではありません。
- 5 つまり、各災害への対策や備えは、地域全体で検討し、官民が連携して対策を講じていくものであり、本件事業のみをもって弊社の対策の見解を述べるものではないと考えます。
- 6 当然、本件事業計画の遂行により想定し得る災害への対策は、法的に、かつ、技術的に本件施設の安定性を数値的に検討・検証し、各法令上の審査基準を満たした場合に限り、行政庁から本件事業の許可がなされるものであります。
- 7 この点において本件事業計画において満足な安全性が確認できない場合は、三重県において許可が下りることはなく、本件事業計画を実施することはできません。
- 8 本件事業計画における施設の構造の在り方についても、今後、地域住民の皆様のご意見を参考にさせていただき、専門家の意見を聴取し、三重県の助言等を受けた上で、より具体的に追加の見解をお示しさせていただくことができればと考えております。

H 本件事業の実施における交通量の増加及び安全対策について

- 1 現在、弊社見解書に記載した内容以上に、本件事業計画における搬入計画を具体的に行政と協議し、何らかの検討を進めてはいません。
- 2 今後、本件事業計画における交通対策等についても、今後、地域住民の皆様のご意見を参考にさせていただき、専門家の意見を聴取し、三重県の助言等を受けた上で、より具体的に追加の見解をお示しさせていただくことができればと考えております。

I 埋立終了後の維持管理及び本件事業を遂行するための経理的基礎要件の審査について

- 1 本件事業における施設の廃止基準及び設置基準（維持管理基準を含む）については、弊社見解書に具体的にお示しさせていただきました。
- 2 あくまで、埋立が終了した場合の維持管理はどうなるのか、会社が倒産した場合どうなるのかというご意見に対する見解をお示しさせていただいたものであり、弊社が本件事業計画を実施した場合、施設を廃止するまでの間、維持管理は放置することなく適切に行い、かつ、倒産するつもりもございません。
- 3 弊社において、本件事業を完遂する能力があるか否か、かつ、その資金力があるか否かの法令上の審査は、まだ実施されておりませんが、その見込み、審査基準をクリアするからこそ許可が下ります。
- 4 弊社は、本件事業計画がもう少し具体化しなければ、本件事業全体のより具体的な資金計画を構築できないと考えております。
- 5 そして、弊社が本件事業を完遂できるかどうか、将来にわたって施設の安全が確認できるまで維持管理できる能力や資力があるか否かを客観的にお示しできる方法は、三重県の審査を経た上で得られる「許可」しかないのではないかと考えております。

J 風評被害への対応策について

- 1 現在、弊社見解書に記載した内容以上に、本件事業計画における風評被害対策について、何らかの検討を進めてはいません。
- 2 弊社において、本件事業計画における風評被害対策をより具現化するためには、本件事業計画を今より前に進める段階に入り、本件事業を実施することを前提として、地域住民の皆様と当該対策のための意見交換をさせていただいた上で、これを具現化していく必要があると考えております。
- 3 つまり、弊社が一方的、かつ独断で本件事業計画における風評被害対策をお示ししたとしても、あまり意味をなさないものであるという趣旨ですので、この点、ご理解ください。

K 本件事業にかかる防災対策及び不測の事態が生じた場合の保全について

- 1 現在、弊社見解書に記載した内容以上に、本件事業計画における防災対策及び不測の事態が生じた場合の保全対策について、何らかの検討を進めてはいません。
- 2 風評被害対策と同様、本件事業計画における防災対策及び不測の事態が生じた場合の保全対策をより具現化するためには、本件事業計画を今より前に進める段階に入り、本件事業を実施することを前提として、地域住民の皆様と当該対策のための意見交換をさせていただき、かつ、専門家の意見を聴取し、三重県の助言等を受けた上で、これを具現化していく必要があると考えております。
- 3 つまり、弊社が一方的、かつ独断で本件事業計画における防災対策及び不測の事態が生じた場合の保全対策をお示ししたとしても、あまり意味をなさないものであるという趣旨ですので、この点、ご理解ください。

L 社内体制及び各種制度・規定について

- 1 弊社の社内体制及び各種制度・規定については、弊社見解書にお示しさせていただいたとおりです。
- 2 地域住民の皆様からいただいたご意見及びご助言についても可能な限り、これに反映させていただくよう努めます。

- 3 そして、地域住民の皆様から信頼していただける会社としていくためには、本件事業計画を今より前に進める段階に入り、本件事業を実施することを前提として、地域住民の皆様と会社の在り方についてより具体的に意見交換をさせていただいた上で、これを構築していく必要があると考えております。

M 「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」以外のその他の法令手続きについて

1 伊賀市水道水源保護条例手続きについて

- (1) 本条例に基づき、伊賀市水道水源保護審議会が、令和6年10月17日、令和7年1月22日、同年3月14日及び同年5月28日に開催されました。
- (2) 同審議会における審議は継続されている状況であり、現時点において、本件事業が本条例に定める「規制対象事業場」に認定されているものではありません。
- (3) 同審議会における審議結果がいずれ出されるかと思いますので、結果が判明次第、お示しさせていただきたいと考えます。

2 森林法に基づく林地開発許可手続きについて

- (1) 弊社見解書でお示しさせていただいた目的のために同法の手続きを行います。
- (2) 現在は手続き継続中です。

3 文化財保護法及び三重県自然環境保全条例の手続きについて

- (1) 弊社は、弊社見解書でお示しさせていただいたとおり、本件事業計画の実施により、周辺に生息する動植物に大きな影響を与えるものではないと考えております。
- (2) しかしながら、本件事業開始に伴い、地域住民の皆様のご意見を踏まえた上で、実施すべき必要なモニタリング等は検討しているところです。

N 今後の手続きについて

- 1 本件事業に関し、非常に多くの地域住民の皆様から多くのご意見を頂戴しております。
- 2 しかしながら、その大多数が本件事業計画に反対するためのご意見であり、本件事業計画を前に進めるためのご意見ではないと思料します。
- 3 これら意見を軽視するわけではありませんが、本件事業計画に地域住民の皆様のご意見をより具体的に反映するためには、本件事業計画を前向きに進めるタイミングが適切かと考えております。
- 4 そして、その反対意見に対し、事業者側が説明責任を果たし説得力を持ち合わせた見解書をお示しするのには限界があり、そして、弊社が見解を示す度に、地域住民の皆様には期限が定められた意見書を提出していただくご負担が生じることも事実としてあります。
- 5 つまり、弊社見解書にもお示しさせていただいたとおり、本件事業計画の安全性、確実性及び説得力をお示しするためには、公平・中立・専門的な意見、知見及びアドバイスを更に補完する必要があると考えております。
- 6 つきましては、これら専門的な意見、あるいは知見を収集した上で、引き続き、弊社の見解をお示し、ご説明を続けさせていただきたいと思います。
- 7 弊社の再見解書に対しても、前回と同様、弊社が見解書の縦覧を開始した日の翌日から起算して30日を経過する日までに、弊社の見解書に対して、生活環境の保全上の見地から再意見書を提出することができます（条例上の規定でするので、ご容赦ください）。
- 8 その再意見書の提出期限は、令和7年8月23日（土）になります。再意見書(2)の様式は別途ご用意させていただきました（使用は任意です）。

（再見解書(2)の提出※変更）

関係住民の皆様から再意見書(2)の提出があった場合、弊社は、原則、**公平・中立・専門的な意見、知見を収集した上で再見解書(2)**を作成し、上記事業計画書の縦覧方法と同様の方法により、これを縦覧に供します。また、弊社が再見解書の縦覧を開始する場合、縦覧開始予定日の3日前までに、弊社ホームページで告知させていただくとともに、各自治協議会の事務局様あてにご連絡致します。

以上